

監事監査規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項は、法令及び定款に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 監事は、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本協会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、理事及び事務局に対し事業の報告を求め、又は本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が前条の職務を遂行する場合には、理事又は事務局の関係部署の職員はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第6条 監事の監査は、次にあげる事項について、閲覧・立会・報告・聴取等により実施する。

- (1) 法令、定款及び諸規程等の実施状況
- (2) 事業計画及び予算の実施状況
- (3) 事業報告及び計算書類等に関する事項
- (4) 経理処理及び契約状況
- (5) 業務運営の状況
- (6) 事故又は訴訟に関する状況
- (7) その他業務のに関する重要な事項

第3章 監事の意見陳述等

(会議への出席)

第7条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できない場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録資料等の閲覧を求めるものとする。
- 3 監事は、前1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(理事会に対する意見陳述義務)

第8条 監事は、理事の職務の執行又は他の者の業務上の行為が、法令及び定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。
- 3 監事は、業務の執行に当たり本協会の業務の適正な運営等又は本協会の諸制度について意見を持つに至

ったときは、理事に対し意見を述べることができる。

(差止請求)

第9条 監事は、理事が本協会の目的の範囲外の行為、その他法令または本協会の定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより本協会に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(理事の報告)

第10条 監事は、理事が本協会に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第11条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合に、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べができる。

(評議員会への報告)

第12条 監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告する。

(評議員会における説明義務)

第13条 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免・報酬に関する評議員会における意見陳述)

第14条 監事は、その選任・解任及び報酬について評議員会において意見を述べることができる。

第4章 監査の報告

(監査報告書)

第15条 監事は、法令の規定に従い、毎事業年度終了後、監査報告書を作成し理事会に提出する。その際、監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

第5章 雜 則

(監査の補助者)

第16条 監事の職務の執行の補助機関としては、事務局が当たるものとする。

(改正措置)

第17条 この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月21日監事決定）

2 平成31年4月1日 一部改定